

伊勢崎市名和地区子ども会育成会

会則 及び 規約集

# 伊勢崎市名和地区子ども会育成会会則

〔名称・事務所〕

第 1 条 この会は、伊勢崎市名和地区子ども会育成会といい、事務所を名和公民館内におく。

〔目 的〕

第 2 条 この会は、地区子ども会育成会および指導者、関係者の連絡をはかり、子ども会活動の向上発展と子どもの健全育成に寄与することを目的とする。

〔事 業〕

第 3 条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 地域子ども会の向上発展に必要な研修会の開催ならびに調査資料の作成、配布。
2. 講習会の開催
3. 関係機関および団体との連絡協調。
4. その他必要と認めた事業。

〔構 成〕

第 4 条 この会は地区各町内に結成された子ども会育成会正・副会長によって構成する。

(以下理事と言う)

〔役員および任務〕

第 5 条 この会に、次の役員をおく。

1. 会長 1 名、 会長はこの会を代表し会務を総理する。
2. 副会長 2 名、副会長は会長を補佐し会長事故あるときはこれを代理する。
3. 会計若干名、会計はこの会の会計を処理する。
4. 書記若干名、書記は総会および運営委員会の議事ならびに本会の活動に関する重要事項を記録する。
5. 監査 2 名、 監査はこの会の業務および会計を監査する。
6. 幹事若干名、幹事はこの会の各部会を担当する。

〔役員を選任〕

第 6 条 この会の役員は理事会において選任する。

〔役員任期〕

- 第 7 条
1. 役員任期は 2 年とする。但し再任を妨げない。
  2. 補欠により就任した役員は前任者の残任期間とする。

〔顧問・参与〕

- 第 8 条 1. この会に、顧問・参与をおくことができる。
2. 顧問・参与は理事会の議を経て会長が委嘱する。
3. 顧問・参与は随時会議に出席し意見をのべることができる。

〔会 議〕

- 第 9 条 この会の会議は次のとおりとする。
1. 理事会は必要により随時これを開く。
2. 会長会議を必要により開く。

〔会 計〕

- 第 10 条 この会の経費は会費、補助金、寄付金等をもって充てる。

〔会計年度〕

- 第 11 条 この会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

〔会則の変更〕

- 第 12 条 この会の会則は理事会の議を経て総会において 3 分の 2 以上の賛成がなければ改正又は廃止することはできない。

〔附 則〕

- 第 13 条 1. この会の運営のための必要な事項は理事会にはかって別に定める。
2. この会は昭和 37 年 3 月 15 日より施行する。

平成22年4月10日一部改正

# 慶弔見舞金規程

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、伊勢崎市名和地区子ども会育成会 慶弔見舞金について定めたものである。

(慶弔見舞金の種類)

第2条 慶弔見舞金の種類は、次のとおりとする。

- ① 死亡弔慰金（香典に代える）
- ② 傷病見舞金

(適用範囲)

第3条 この規程は会則に定める本部役員、理事（町内子ども会育成会正副会長）及び、本会顧問、参事とする。

(支給日)

第4条 慶弔見舞金は、支給事由発生後すみやかに運営費より支給する。

## 第2章 死亡弔慰金

(本人弔慰金)

第5条 本部役員、理事、顧問、参事が死亡したときは、次の区分により、遺族に対して死亡弔慰金（香典）を支給する。

区分	香典
本部役員	10,000円
理事（町内正副会長）	10,000円
顧問、参事	5,000円

2 葬儀に際しては、会名および会長名の花輪または生花を供する。

(家族弔慰金)

第6条 本部役員の配偶者や扶養する子、父母などが死亡したときは、次の区分により家族弔慰金（香典）を支給する。

区分	香典
配偶者	10,000円
子	5,000円
同居父母(同居義父母)	5,000円

### 第3章 傷病見舞金

(事業上の傷病)

第7条 本部役員、理事が本会事業遂行上の傷病により7日以上入院をする場合、次の区分により傷病見舞金を支給する。

区分	見舞金
本部役員	5,000円
町内正副会長	5,000円

2 療養が長期に及ぶときには、理事会の決定により前項の金額を増額することがある。

### 第4章 葬儀参列

(会葬)

第8条 本部役員本人の葬儀に際しては、原則として本部役員全員が出席するものとする。

- 2 理事の葬儀に際しては、会長並びに該当地区本部役員が出席するものとする。
- 3 顧問、参事の葬儀に際しては、会長が会を代表して出席するものとする。
- 4 本部役員の配偶者及び一親等親族の葬儀には、会長が代表して出席するものとする。
- 5 葬儀参列に際しては、代理者を立てることが出来る。また、出席を略する事も出来る。

付則

この規程は、平成26年6月11日から施行する。